漁業経営統計調査の令和７年調査における調査項目の変更点

漁業経営統計調査は令和７年調査より、調査項目の削減、変更等を行ったため、利用に当たっては留意されたい。

１　変更の概要

(1)　調査項目の削減

漁獲量、収獲量、財産に関する項目等の調査項目を削減

(2)　項目の計上方法・計上先の変更

以下の項目の計上方法・計上先を変更

ア　「漁業収入安定対策事業（積立ぷらす)」及び「漁業経営セーフティーネット構築事業」の積立金（個人経営体及び会社経営体）

これら積立金について、積立時は支出（制度積立金等（漁業))、取崩時は収入（制度受取金等（漁業))としてきたが、令和７年調査からは、企業会計の実態に合わせて、支出・収入（注）とはせず、調査年一年間に積立した額を参考として把握

注：国庫補填金については従前どおり収入として計上

イ　制度受取金等（漁業）及び制度積立金等（漁業）（会社経営体）

企業会計の実態に合わせて、制度受取金等（漁業）については漁労外売上高から営業外収益に、制度積立金等（漁業）については漁労外売上原価から営業外費用に変更

(3)　自社の漁獲物等を自社の水産加工業等に仕向けた際の評価の実施（会社経営体）

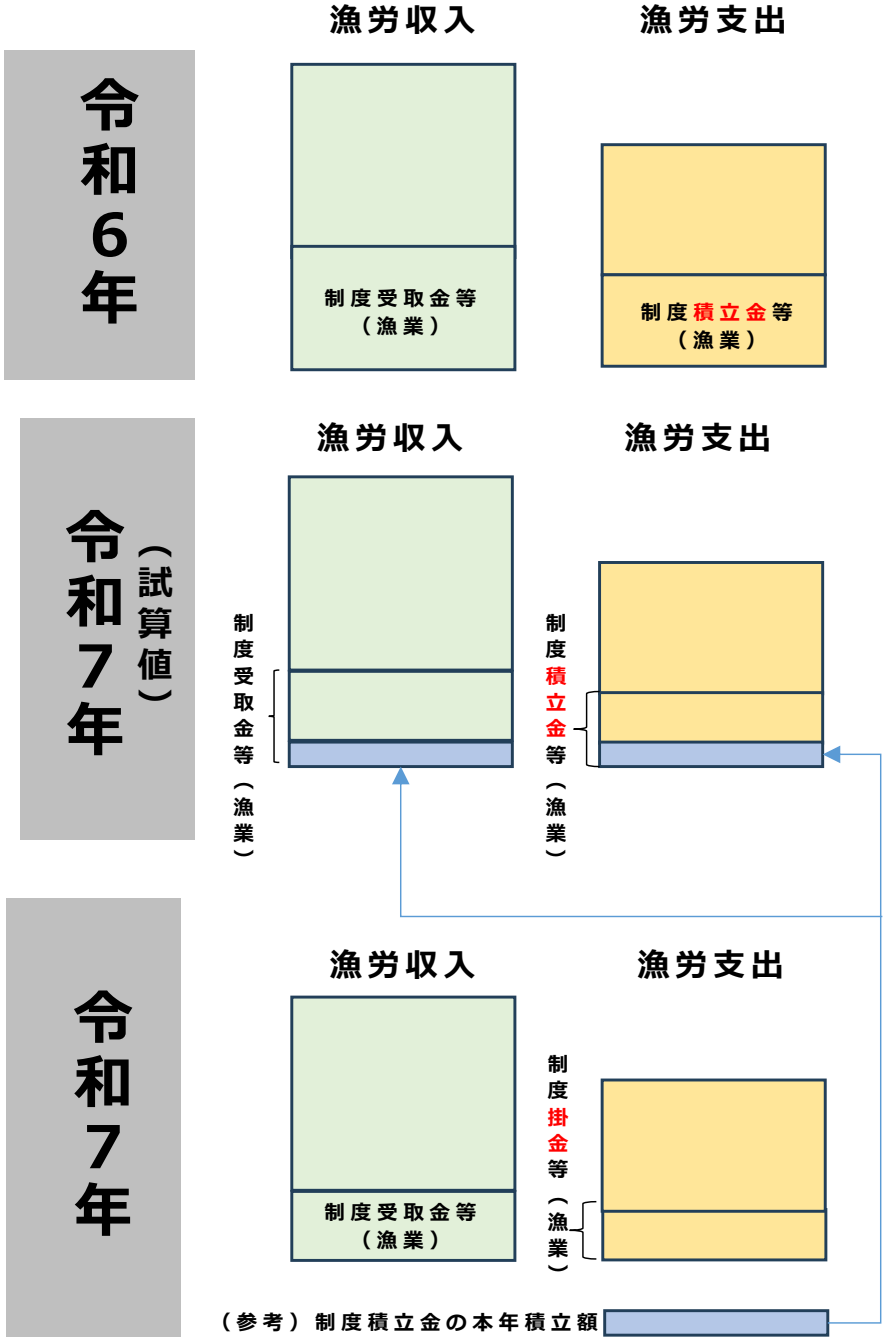
会社経営体については、自社の漁獲物等を自社の水産加工業等に仕向けた際の評価を実施してこなかったが、漁労利益をより的確に把握するため評価を実施

２　対前年比較のための試算値について

令和７年調査は１(2)及び(3)についての対前年比較のため「(参考）旧基準による試算値」を公表している（別紙参照)。

「（参考）旧基準による試算値」の考え方（個人経営体）（別紙）

令和７年の制度積立金の本年積立額を漁労収入及び漁労支出に算入



令和６年	漁船漁業・平均（千円）
漁労収入	8,407
うち制度受取金等（漁業）	810
漁労支出	5,936
うち制度積立金等（漁業）	257

注１：　制度受取金等（漁業）には、積立ぷらすと漁業経営セーフティーネット構築事業の取崩額（過去の積立額を含む）が含まれている（以下会社経営体も同じ）。
２：　制度積立金等（漁業）には、積立ぷらすと漁業経営セーフティーネット構築事業の本年積立額が含まれている（以下会社経営体も同じ）。

令和７年（試算値）	漁船漁業・平均（千円）
漁労収入	10,133
うち制度受取金等（漁業）	950
漁労支出	6,629
うち制度積立金等（漁業）	384

注１：　制度受取金等（漁業）には、積立ぷらすと漁業経営セーフティーネット構築事業の取崩額（過去の積立額を含む）を計上すべきところ、調査を実施していないため、便宜的に本年積立額を計上した（以下会社経営体も同じ）。
２：　制度積立金等（漁業）は、制度掛金等（漁業）と制度積立金の本年積立額を合算し、名称を変更した（以下会社経営体も同じ）。

令和７年	漁船漁業・平均（千円）
漁労収入	9,942
うち制度受取金等（漁業）	759
漁労支出	6,438
うち制度掛金等（漁業）	193
（参考）制度積立金の本年積立額	191

注１：　制度受取金等（漁業）には、積立ぷらすと漁業経営セーフティーネット構築事業の取崩額（過去の積立額を含む）は含まれない（以下会社経営体も同じ）。
２：　制度掛金等（漁業）には、積立ぷらすと漁業経営セーフティーネット構築事業の積立額が含まれない（以下会社経営体も同じ）。
３：（参考）制度積立金の本年積立額とは、積立ぷらすと漁業経営セーフティーネット構築事業の本年積立額である（以下会社経営体も同じ）。

「（参考）旧基準による試算値」の考え方（会社経営体）

令和７年度の値を令和６年度の基準に合うように各種組み替え

令和６年度	漁船漁業・平均（千円）
漁労利益	△54,558
漁労売上高	332,446
漁労支出（漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費）	387,004
漁労外利益	32,384
漁労外売上高	79,140
うち制度受取金等（漁業）	23,629
漁労外売上原価	42,530
うち制度積立金等（漁業）	10,159
漁労外販売費及び一般管理費	4,226
営業利益	△22,174
営業外収益	26,813
営業外費用	2,944

令和７年度（試算値）	漁船漁業・平均（千円）
漁労利益	△46,328
漁労売上高（見積額除く）	343,588
漁労支出（漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費）	389,916
漁労外利益	33,857
漁労外売上高	71,352
うち制度受取金等（漁業）	28,279
漁労外売上原価（見積額除く）	34,193
うち制度積立金等（漁業）	13,842
漁労外販売費及び一般管理費	3,302
営業利益	△12,471
営業外収益	24,506
営業外費用	4,152

○　組み替えの内容（次ページの概念図参照）

①　漁労売上高及び漁労外売上原価から自社の漁獲物等を自社の水産加工業等に仕向けた際の評価額（見積額）を除外

②　制度受取金等（漁業）を営業外収益から漁労外売上高へ移し、制度積立金の本年積立額を算入

③　制度掛金等（漁業）を営業外費用から漁労外売上原価へ移し、制度積立金の本年積立額を算入（名称を「制度積立金等（漁業）」と変更）

令和７年度	漁船漁業・平均（千円）
漁労利益	△43,713
漁労売上高	346,203
漁労支出（漁労売上原価＋漁労販売費及び一般管理費）	389,916
漁労外利益	16,806
漁労外売上高	43,073
漁労外売上原価	22,965
漁労外販売費及び一般管理費	3,302
営業利益	△26,907
営業外収益	42,463
うち制度受取金等（漁業）	17,957
営業外費用	7,672
うち制度掛金等（漁業）	3,520
（参考）制度積立金の本年積立額	10,322

「（参考）旧基準による試算値」の考え方（会社経営体）

組み替えの概念図

